⑵　設備整備区域

（略）

また、設備整備区域に漁港区域以外の水域を含めようとするときは、船舶の交通の確保やその水域周辺の適正な利用の確保又は国土の保全の観点から、港湾、海岸及び河川の行政事務を所掌する国及び地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うよう努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備をするに当たり必要最小限の範囲とするものとする。

基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備の場合の設備整備区域の設定に当たっては、位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域とするものとする。特に農用地区域内の農用地においては、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意するものとする。

①　農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

②　農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電はこれが不適切に実施された場合、単収及び作業効率の一定以上の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から、営農型太陽光発電設備の設置が適当でないと市町村が判断した農用地区域内の農用地については、設備整備区域に含めることはできない。

⑶～⑸　（略）

２　基本計画の作成についての提案に関する留意事項

市町村に対し基本計画の作成について提案しようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域、発電設備の種類、規模、提案しようとする発電設備が営農型太陽光発電設備の場合は下部の農地において栽培する農作物等の当該整備の内容及び当該整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容並びに基本計画の作成を提案する理由を書面により明らかにした上で、提案を行うものとする。

（略）

３・４　（略）

５　基本計画の公表に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成したときは、当該市町村の公報やホームページへの掲載等により、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。また、基本計画の内容について、広く関係者への周知を行うよう努めるものとする。

なお、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備の場合、基本計画に営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を示すこととなることから、遅滞なく公表することにつき特に留意するものとする。

⑵　設備整備区域

（略）

また、設備整備区域に漁港区域以外の水域を含めようとするときは、船舶の交通の確保やその水域周辺の適正な利用の確保又は国土の保全の観点から、港湾、海岸及び河川の行政事務を所掌する国及び地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うよう努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備をするに当たり必要最小限の範囲とするものとする。

⑶～⑸　（略）

２　基本計画の作成についての提案に関する留意事項

市町村に対し基本計画の作成について提案しようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域、発電設備の種類、規模等の当該整備の内容及び当該整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容並びに基本計画の作成を提案する理由を書面により明らかにした上で、提案を行うものとする。

（略）

３・４　（略）

５　基本計画の公表に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成したときは、当該市町村の公報やホームページへの掲載等により、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。また、基本計画の内容について、広く関係者への周知を行うよう努めるものとする。